

厚生労働省和歌山労働局発表  
平成 23年 5月 31日

担 当	厚生労働省 和歌山労働局 総務部企画室 室 長 田中 秀和 労働紛争調整官 畷 寿樹 電 話 073-488-1101 FAX 073-475-0112
--------	--

## 平成 22 年度個別労働紛争解決制度の運用状況

- |   |                |                   |
|---|----------------|-------------------|
| 1 | 総合労働相談件数       | : 7,937件 (8,690件) |
| 2 | 民事上の個別労働紛争相談件数 | : 1,534件 (1,856件) |
| 3 | 助言・指導申出受付件数    | : 162件 (173件)     |
| 4 | あっせん申請受理件数     | : 42件 (46件)       |

注) ( ) の件数は、平成 21 年度の件数。

平成 22 年度に県内の総合労働相談コーナー等に寄せられた総合労働相談件数は、平成 19 年度以降増加が続いていたが、3 年ぶりに対前年比で減少し、7,937件(前年度比8.7%の減少)となった。これらの相談の中で、労働関係法令上の違反を伴わない民事上の個別労働紛争相談件数も同様に対前年比で減少し、1,534件(前年度比17.3%の減少)となっている。

個別労働紛争相談件数は、前年度から減少したが、相談者の就労状況ではパート・アルバイトが237件(前年度432件)と減少したのに対し、正社員が906件(同826件)と増加している。

また、個別労働紛争の相談内容の内訳は、いじめ・嫌がらせに関するものが26.1%で最も多く、次いで解雇に関するものが24.2%、労働条件の引下げに関するものが12.7%と続いている。

厳しい雇用情勢が続く中、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせに関する相談件数が依然として高い水準にあり、正社員の相談件数が増加していることから、低迷する景気の影響が正社員にも及んでいるものと考えられる。

これら個別労働紛争の相談において、自主的な解決が見られなかった事案のうち、個別労働紛争制度における労働局長の助言・指導の申出を受付した件数は162件(前年度比6.4%の減少)、紛争調整委員会によるあっせんの申請を受理した件数は42件(前年度比8.7%の減少)となっている。

## 《平成22年度個別労働紛争解決制度の運用状況》

1 総合労働相談件数	: 7,937 件 (8,690 件)
2 民事上の個別労働紛争相談件数	: 1,534 件 (1,856 件)
3 助言・指導申出受付件数	: 162 件 ( 173 件)
4 あっせん申請受理件数	: 42 件 ( 46 件)

注) ( )の件数は、平成21年度の件数。

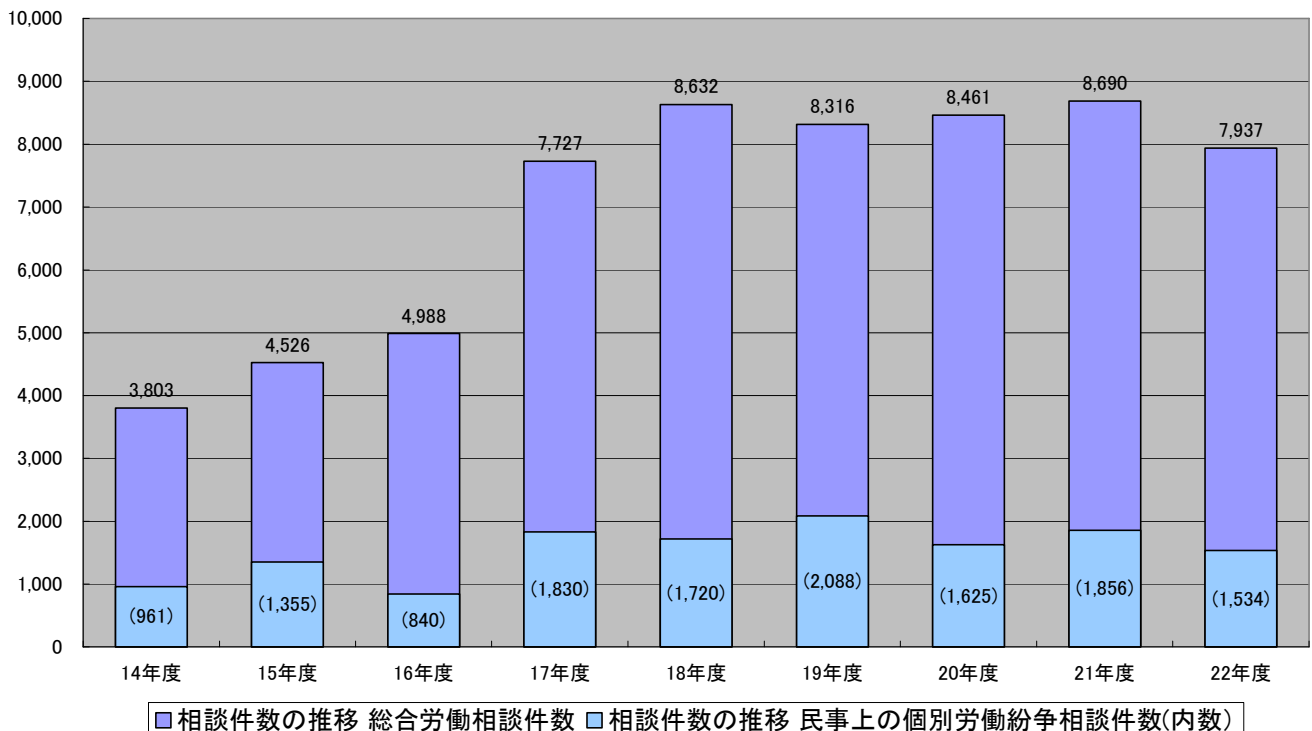
### 1 総合労働相談受付状況

和歌山労働局、労働基準監督署内において、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを開設しているところであるが、平成22年度1年間に寄せられた相談は7,937件であった。

これらの相談の中で、労働関係法上の違反を伴わない、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが1,534件となっている。

図1

総合労働相談件数の推移

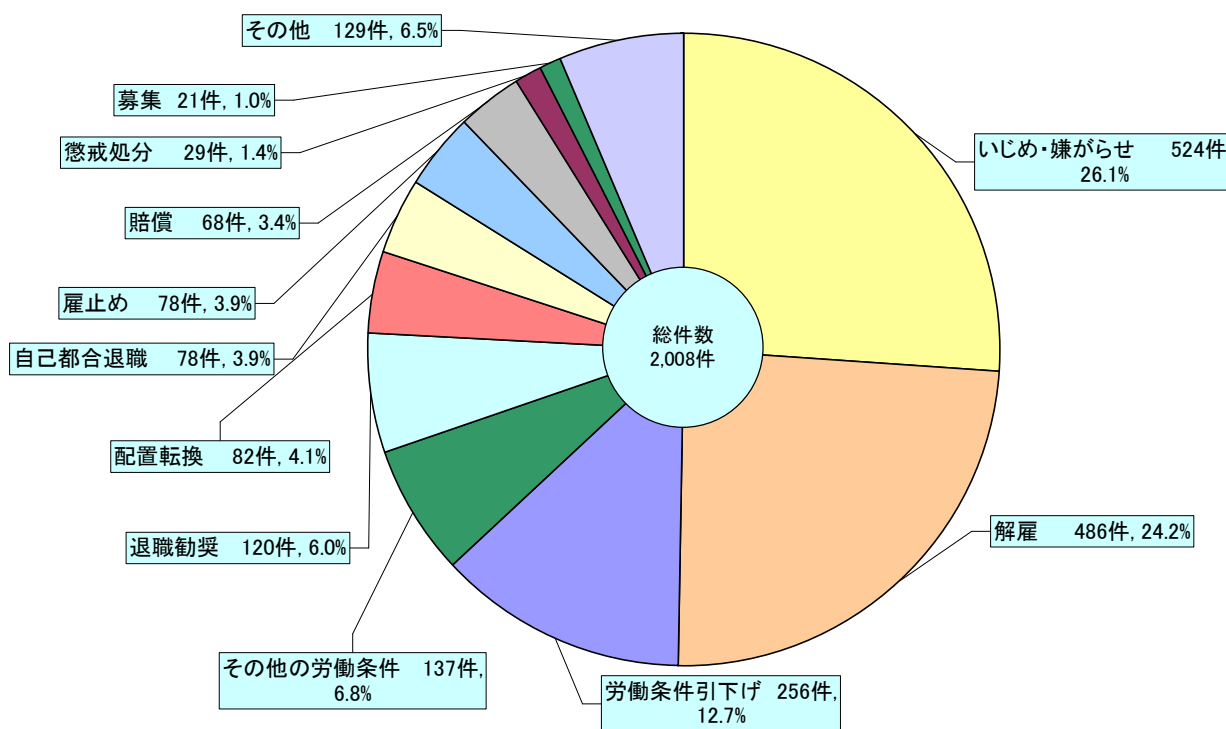


また、民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、いじめ・嫌がらせに関する内容が 26.1%、524 件(前年度 612 件)と最も多く、次いで厳しい雇用情勢を反映して、解雇に関する内容が 24.2%、486 件(前年度 501 件)、労働条件引下げに関する内容が 12.7%、256 件(前年度 326 件)、その他の労働条件に関する内容が 6.8%、137 件(前年度 171 件)、退職勧奨に関する内容が 6.0%、120 件(前年度 192 件)、配置転換に関する内容が 4.1%、82 件(前年度 62 件)、自己都合退職に関する内容 3.9%、78 件(前年度 99 件)、雇止めに関する内容 3.9%、78 件(前年度 68 件)と続いている。

図2

22年度 民事上の個別労働紛争相談の内訳

※重複カウントあり



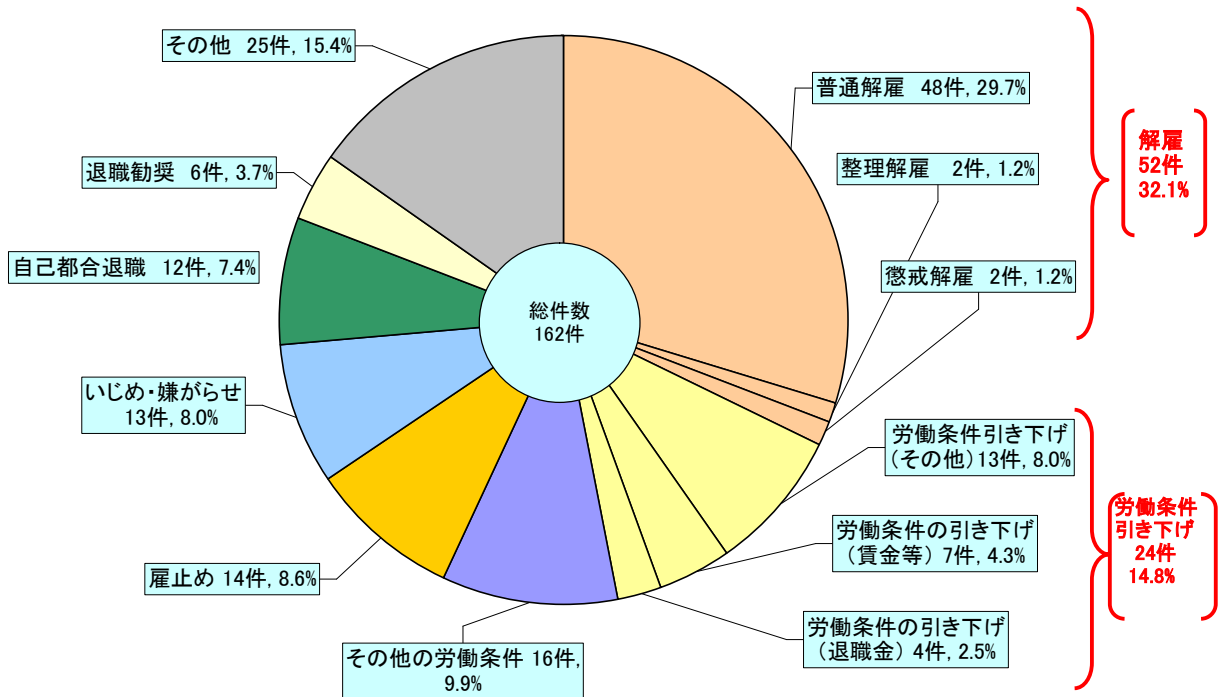
## 2 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの状況

平成22年度の個別労働紛争解決制度に係る助言・指導申出受付件数は162件、あっせん申請受理件数は42件であった。

助言・指導申出の内容については、解雇(普通・整理・懲戒解雇)に関する内容が32.1%、労働条件の引下げ(賃金・退職金等)に関する内容が14.8%、その他の労働条件に関する内容が9.9%、雇止めに関する内容が8.6%、いじめ・嫌がらせに関する内容が8.0%となっている。

図3

平成22年度 助言・指導申出内容の内訳



あっせん申請の内容については、解雇（普通・整理・懲戒解雇）に関する内容が 52.4%、労働条件の引下げに関する内容が 14.3%、いじめ・嫌がらせに関する内容、退職勧奨に関する内容、雇止めにに関する内容、がそれぞれ 9.5%と続いている。

図4

平成22年度 あっせん申請内容の内訳

